

(事業主の方へ)

非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します！


キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容	助成額 ()は中小企業以外の場合
1 正社員化コース 有期契約労働者等を ・ 正規雇用労働者・多様な正社員等に転換 または ・ 直接雇用した場合	①有期→正規：1人当たり 60万円 (45万円) ②有期→無期：1人当たり 30万円 (22.5万円) ③無期→正規：1人当たり 30万円 (22.5万円) ④有期→多様な正社員(勤務地・職務限定、短時間正社員)：1人当たり 40万円 (30万円) ⑤無期→多様な正社員：1人当たり 10万円 (7.5万円) ⑥多様な正社員→正規：1人当たり 20万円 (15万円) ※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、 ①③1人当たり30万円(中小企業以外も同額)加算 ④⑤1人当たり15万円(中小企業以外も同額)加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 ①1人当たり10万円(中小企業以外も同額)加算 ②～⑤5万円(中小企業以外も同額)加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、④⑤1事業所当たり10万円(7.5万円)加算
2 人材育成コース 有期契約労働者等に ・ 一般職業訓練 (Off-JT) ・ 有期実習型訓練 (「ショップカード」を活用したOff-JT+OJT) ・ 中長期的キャリア形成訓練 (専門的・体系的な教育訓練) (Off-JT)を行った場合	Off-JT (1人当たり) 賃金助成：1時間当たり 800円 (500円) 経費助成 一般職業訓練：有期実習型訓練：最大 30万円 (20万円) 中長期的キャリア形成訓練(有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合)：最大 50万円 (30万円) ※実費を限度 OJT (1人当たり) 実施助成：1時間当たり 800円 (700円)
3 処遇改善コース 有期契約労働者等に次のいずれかの取組を行った場合 ① 全て又は一部の賃金規定等(基本給)を増額改定させた場合 ② 正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用した場合 ③ 短時間労働者の週所定労働時間を延長し、社会保険を適用した場合	① 賃金規定等改定 ・全ての賃金規定等を2%以上増額改定： 対象労働者数が、 1～3人： 10万円 (7.5万円) 4～6人： 20万円 (15万円) 7～10人： 30万円 (20万円) 11～100人： 3万円 (2万円) ×人数 ・雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定： 対象労働者数が、 1～3人： 5万円 (3.5万円) 4～6人： 10万円 (7.5万円) 7～10人： 15万円 (10万円) 11～100人： 1.5万円 (1万円) ×人数 ※中小企業において3%以上増額した場合、 ・全ての賃金規定等改定：1人当たり14,250円<18,000円>加算 ・雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定：1人当たり7,600円<9,600円>加算 <>は生産性の向上が認められる場合の額 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり 20万円 (15万円) 加算 ② 共通処遇推進制度 ・法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施：1事業所当たり 40万円 (30万円) ・共通の賃金規定等の導入・適用：1事業所当たり 60万円 (45万円) ③ 短時間労働者の労働時間延長 ・短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し、新たに社会保険に適用した場合： 1人当たり 20万円 (15万円) ・上記「①賃金規定等改定」と併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長し、新たに社会保険に適用した場合： 1時間以上2時間未満： 4万円 (3万円) 2時間以上3時間未満： 8万円 (6万円) 3時間以上4時間未満： 12万円 (9万円) 4時間以上5時間未満： 16万円 (12万円)

◆生産性の向上が認められる要件については、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL281019派企01

Ⅱ-1 正社員化コース

- 就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期契約労働者等を正規雇用労働者・多様な正社員等に転換または直接雇用した場合に助成します。

支給額 ()内は大企業の額

- ①有期→正規：1人当たり60万円(45万円)
- ②有期→無期：1人当たり30万円(22.5万円)
- ③無期→正規：1人当たり30万円(22.5万円)
- ④有期→多様な正社員：1人当たり40万円(30万円)
- ⑤無期→多様な正社員：1人当たり10万円(7.5万円)
- ⑥多様な正社員→正規：1人当たり20万円(15万円)

(①～⑥合わせて1年度1事業所当たり15人まで)

※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者または多様な正社員として直接雇用した場合に助成額を加算

・①③1人当たり30万円(大企業も同額)④⑤15万円(大企業も同額)加算

※ 母子家庭の母等を転換等した場合に助成額を加算(転換等した日において母子家庭の母等である必要があります)若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合に助成額を加算(転換等した日において35歳未満の者である必要があります)

・いずれも①1人当たり10万円、②～⑤5万円(大企業も同額)加算

※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合に助成額を加算

・④⑤1事業所当たり10万円(7.5万円)加算

※ 上記のほか、有期実習型訓練を修了した者を正規雇用労働者等として転換または直接雇用した場合、人材育成コースに規定する額を受給できます。

対象となる労働者

- 次の①から⑦までのすべてに該当する労働者が対象です。

① 次の(1)から(5)までのいずれかに該当する労働者であること。

(1) 支給対象事業主に雇用される期間が通算して6か月以上の有期契約労働者※1

※1 無期雇用労働者に転換する場合にあっては、平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が4年未満のものに限る

(2) 支給対象事業主に雇用される期間が6か月以上の無期雇用労働者(下記(5)に該当する者を除く)

(3) 支給対象事業主に雇用される期間が6か月以上の多様な正社員

(4) 同一の業務について6か月以上の期間継続して労働者派遣を受け入れている派遣先の事業所その他派遣就業場所において当該同一の業務に従事している派遣労働者※2

※2 無期雇用労働者として直接雇用する場合にあっては、平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間(派遣元事業主に有期契約労働者として雇用される期間)が4年未満のものに限る

(5) 支給対象事業主が実施した有期実習型訓練を受講し、修了※3した有期契約労働者等※4

※3 OFF-JT及びOJTの受講時間数のうち支給対象と認められた訓練時間数に、対象労働者の自己都合退職、病気、怪我等事業主の責めによらない理由により訓練が実施できなかった場合は当該時間数を加えた時間数が、計画時間数のそれぞれ8割以上あること

※4 無期雇用労働者に転換する場合にあっては、平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が4年未満のものに限る

② 次の(1)または(2)に該当する労働者であること。

(1) 正規雇用労働者または多様な正社員として雇用することを約して雇い入れられた有期契約労働者等でないこと。

(2) 多様な正社員から正規雇用労働者に転換された場合にあっては、正規雇用労働者として雇用することを約して雇い入れられた多様な正社員でないこと。

平成28年度 キャリア形成促進助成金

職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額等 注：()内は中小企業以外
①雇用型訓練コース(☆) → 訓練効果の高い雇用型訓練を上乗せ	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業以外 中小企業 事業主団体等 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業、製造業、情報通信業その他高度で実践的な訓練の必要性の高い分野(特定分野)に関する認定実習併用職業訓練(厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練) 厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練 訓練直前に2年以上以上継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者を対象としたOJT付き訓練 	<p>併進助成 → 2/3(1/2) 認定実習併用職業訓練 及び 中高年齢者雇用型訓練 → 1/2(1/3) 賃金助成: 800(400)円 OJT実施助成: 700(400)円</p>
②重点訓練コース(☆) → 労働者にとってキャリア形成の必要性及び生産性向上効果が高い訓練内容について助成	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業以外 中小企業 	<ul style="list-style-type: none"> 採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練 熟練技能者の指導力強化、技能継承のための訓練、認定職業訓練 成長分野や、海外関連業務に従事する人材育成のための訓練 厚生労働大臣が専門実践教育訓練として指定した講座 育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 (訓練時間108時間以上) 	<p>経費助成: 1/2(1/3) 賃金助成: 800(400)円 ※育児中等に係る訓練の場合</p>
③一般型訓練コース	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業 事業主団体等 	<ul style="list-style-type: none"> ①、②以外の訓練 セルフ、キャリアアップの実施(定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保)を要件とする。 事業主団体等が行う訓練①若年労働者を対象とする訓練 ②熟練技能者の指導力強化及び技能継承のための訓練 ③育児中等の能力アップのための訓練 ④生産性向上のための訓練 	<p>経費助成: 1/3 賃金助成: 400円 経費助成: 1/2 【2/3※】 ※育児中等に係る訓練の場合</p>
④制度導入コース → キャリア開発の効果の特に高い制度導入に定額助成	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業以外 中小企業 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員に対する教育訓練が職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度を導入し、適用した場合に助成。 一定の要件を満たしたセルフ・キャリアドック制度を導入し、適用した場合に助成。 技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、適用した場合に助成 教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、適用した場合に助成。 社内検定制を導入し、実施した場合に助成 構成事業主の従業員に対する教育訓練制度、職業能力評価制度、業績検定、教育訓練プログラムを開発し、構成事業主を支援した場合に助成。 	<p>制度導入助成 50万円(25万円)</p>

(☆付きコース対象) 若者雇用促進法に基づき認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業については、助成率を1/2のものを2/3、1/3のものを1/2にそれぞれ引き上げ